

千葉県における資源管理の高度化推進に関する基本的な考え方（H27～） （案）

1 背景と目的

- ・千葉県資源管理協議会を設置し、千葉県資源管理指針に基づく漁業者による管理計画策定と実行、協議会による計画の履行確認を実施して3年を経過した。
- ・県では、「収益力の高い漁業経営体への転換」を目標に「千葉県農林水産業振興計画（H25）」を策定し、沿岸重要資源の管理強化に取り組むこととしている。
- ・平成27年度からは、管理計画の評価検証を漁業者が行うとともに、継続的なモニタリングにより資源量や再生産の状況等を把握して科学的に資源評価を行い、これらの情報を漁業者に提供することで、資源管理がよりの確に実施されるよう「資源管理の高度化」を推進する。

2 基本的な考え方（図1）

- ・「計画及び資源の評価」→「資源管理の方向性」→「資源管理計画策定・実践」のサイクルを基本とする。県は評価結果等に基づき資源管理の方向性（「資源管理指針」）を定め、漁業者はその方向性に基づき計画の策定・見直しを検討し、これを実践する。

3 具体的な取組み（図2）

（1）計画及び資源の評価

- ・個別計画の評価・検証は、「自己点検票」により漁業者自らができる範囲で行う。（拡充）
- ・「資源評価委員会」を設置し「資源評価基準」を定め評価を行い、資源管理措置に関する提言を含む結果を「資源評価票」としてとりまとめ、県及び県協議会に提示する。（拡充）

（2）資源管理の方向性

- ・県は、資源評価等の結果を受け、県協議会の意見を聴いたうえで、資源管理の方向性を「資源管理指針」として策定又は必要に応じて「資源管理指針」を見直しする。

（3）資源管理計画の策定・実践

- ・計画は、資源管理指針に即して、水産資源ごと又は漁業種類ごとに策定する。
- ・計画は、漁業者の取組による管理措置とし、漁業者が主体となり協議策定する。
- ・漁業者等からなる「地域漁業者協議会」で資源評価等や資源管理の方向性について協議を行い、漁業者の自主的管理を円滑に推進する。（拡充）

4 「つくり育てる漁業の推進」と一体的に資源管理を推進

- ・種苗放流と併せ、親魚を獲り残す漁獲管理を行うことにより、再生産を確保して資源を造成する栽培漁業である「資源造成型栽培漁業」を推進している。漁場整備事業と種苗放流と併せて、一体的に資源管理を推進する。

参考

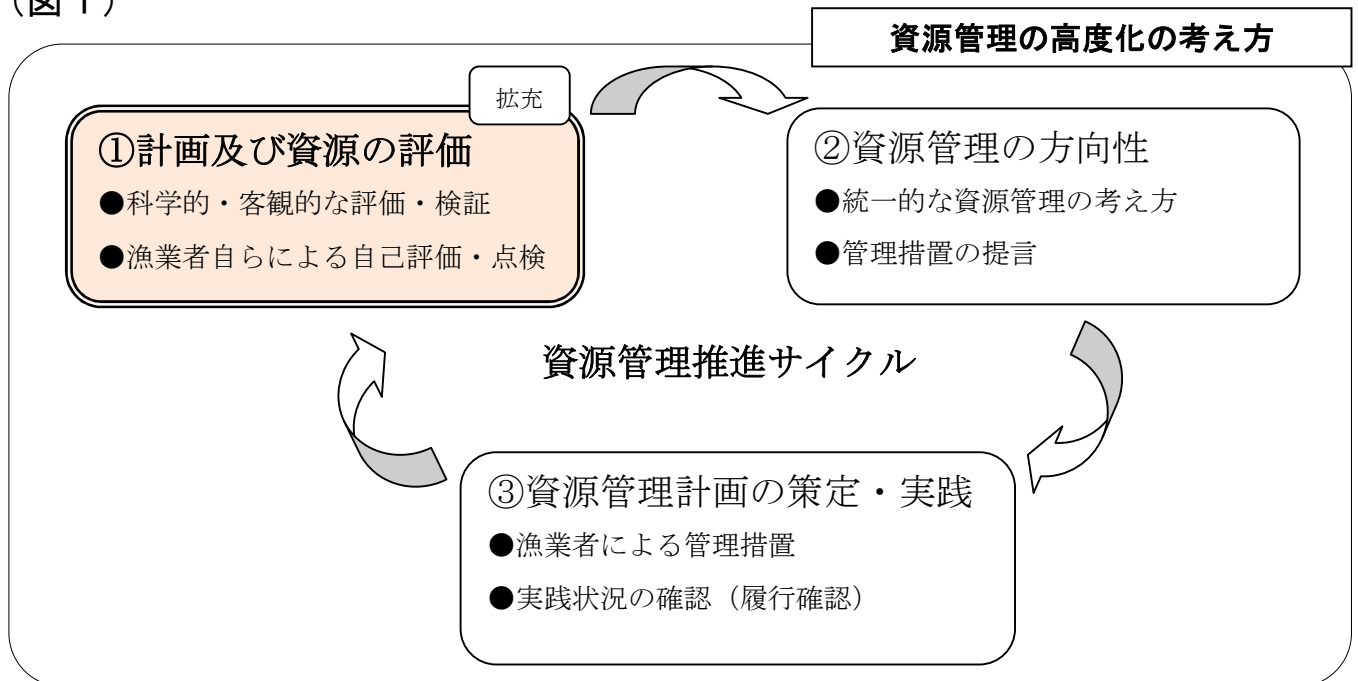
千葉県農林水産部水産局漁業資源課

平成 27 年 1 月 28 日

1 本県の資源管理計画

- (1) 資源管理・漁業経営安定対策：漁協の計画（4魚種、8漁業種類） 計23漁協
- (2) 資源管理型漁業推進総合対策事業など：沿岸重要資源の計画（マダイ、キンメ、アワビなど）など

(図 1)



(図 2) 資源管理の高度化推進関連図（考え方）

